

軽四輪小型動力ポンプ積載車  
デッキバンタイプ  
(北山村消防団)  
仕様書

令和5年度事業  
北山村

## 第1 総 則

### （仕様書の適用）

- 1 本仕様書は、北山村（以下「本村」という。）が令和5年度に購入し、北山村消防団に配備する軽四輪小型動力ポンプ積載車（以下「積載車」という。）の製作に必要な事項を定める。

### （適合法令等）

- 2 積載車の制作に当たっては、本仕様書及び製作承認図等によるほか、ISO9001 認証所得による品質管理システムによって製造が行われ、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
  - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
  - (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
  - (3) 消防車両の安全基準検討委員会が定める消防用車両の安全基準（平成19年3月）
  - (4) その他関係法令

### （材料及び部品）

- 3 艀装材料は、日本産業規格に基づき精選された耐久性に富むものであり、使用材料及び部品は、すべて新規製品又は新品のものを使用し、これらの艀装方法、強度等は、上記規格及び本仕様書の定めによること。

また、本仕様書に定めのない事項については、メーカーの公表した仕様及び機能上又は工作上当然必要と思われるものは、受注者の責任において、最良の方法、技術をもって製作すること。

### （車検及び構造上の注意事項）

- 4 積載車の車検は、本仕様書による艀装等を行い、その後、小型動力ポンプ1台（B-3級）、ホース7本及びその他資器材を積載の上、車検を受けること。  
また、積載車は、乗車定員に加え、装備品等を常時積載した状態での使用に耐える規格及び構造とすること。

### （仕様書の了承）

- 5 受注者は、契約に当たり本仕様書を了承し、十分に熟知した上で契約すること。また、不明な点については、本村担当員に確認すること。

### （仕様の詳細）

- 6 受注者は、契約後速やかに本仕様書の詳細について本村担当員と打合せを行い、製作承認図、電気配線図及び製作工程表を本村に提出し、承認を得た上で製作に着手すること。

(仕様に関する疑義)

- 7 受注者は、製作に当たり本仕様書に疑義が生じた場合は、本村担当員に連絡の上承認又は指示を受けること。

(仕様の変更の承認)

- 8 受注者は、製作に当たり本仕様書を変更する必要がある場合は、本村担当員と十分に協議の上、変更承認函を提出し本村の承認を得ること。

(製作上の責任)

- 9 受注者は、設計、製作、材料及び部品等に関し、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利上の問題が発生した場合は、その一切の責任を負うこと。

(検査等)

- 10 検査及び登録は、次のとおりとする。

- (1) 中間検査及び完成検査は、組立、钣金、溶接状況、資器材、装備品の取付状況、配置状況及びその他必要と認める事項について、進捗状況に応じ実施する。
- (2) 検査及び登録の費用はすべて受注者の負担とするが、自動車登録手数料、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料金は、本村が負担する。

(納期等)

- 11 納期等は次のとおりとする。

- (1) 納 期 令和 6 年 3 月 15 日 (金)
- (2) 納入場所 北山村役場とし、新規検査、新規登録及び緊急自動車の指定を受けた上、納入すること。また、納入の日時等は本村担当者と協議すること。

(下取り車両)

- 12 下取り車両は、添付の自動車車検証(写し)等のおりである。

- (1) 下取り車両は、すべて落札者の負担と責任において廃車又は名義変更を行うこと。
- (2) 廃車又は名義変更の手続きが完了後、速やかに登録識別情報等通知書(写し可)又は名義変更後の自動車検査証(写し)を本村に提出すること。
- (3) 下取り車両は、車両を引き渡した後、直ちに車体に表示している名称等を消すとともに赤色警光灯及び赤色点滅灯を取り外した上、その状態を撮影した写真を本村に提出すること。
- (4) 下取り車両の引渡し期日は、原則として新規車両の納入日とするが、詳細については本村担当者と協議すること。

(保証期間)

- 13 保証期間は原則として、下記のとおりとする。ただし、保証期間後においても、設計、工作及び材質不良等に起因する不備欠陥については、無償にて取替え又は修理を行うものとする。

- (1) 艀装部分 納入後 1 年間



(5) 車輪止め	2 個
(6) マッドガード	各車輪
(7) スペアタイヤ (テンパータイヤ)	1 個
(8) 標準工具	一式
(9) ドライブレコーダー	一式
常時録画タイプ、記録メディアでパソコン再生が可能なこと。	
(10) バッテリー充電器	一式

(消防自動車用取付品及び付属品)

3 消防自動車用としての取付品及び付属品は、次のとおりとする。

- (1) 団マーク (ステッカー型)  
フロントグリル付近の中央部へ取付けること。
- (2) 赤色警光灯及び標識灯  
キャビン上部には、標識灯及び赤色警光灯 (株式会社パトライト : 散光式赤色警光灯「AZS-MILYFR-RR-51N」) を取付けること。  
標識灯には、「北山村」と記入し、車両前方から視認できる適当な位置に取付けること。また、標識灯と赤色警光灯は一体式とし、前照灯の点灯と連動すること。
- (3) 電子サイレン及びハンドマイク  
電子サイレンアンプ (株式会社パトライト「SAP-520FB(C)V+SDM-10A」) をインストルメントパネルの中央付近に取付けること。
- (4) 赤色点滅灯  
車両前部の左右、車両後部の左右の見やすい位置に赤色点滅灯 (株式会社パトライト「LPT-1M1-R」) を取付け、赤色警光灯と連動させること。
- (5) CDプレーヤー  
インストルメントパネル中央付近に取付け、サイレンアンプを通じて車外スピーカーでも放送ができる仕様にする。
- (6) 作業灯  
車両の側方及び後方を照らすのに適当な位置に、作業灯 (LED) を取付けること。なお、照明方向を上下左右に変更できる構造とし、スイッチはランプ付近に取付けること。
- (7) 小型動力ポンプ (吸管、ストレーナー、ちりよけカゴ、ロープ、枕木 各 1 個含む)  
小型動力ポンプ (B-3 級「トーハツ株式会社製 VE25AS」又は「シバウラ防災製作所製 FT400」(指定品に限る)を荷台部へ積載し、専用の積載装置に載せて固定すること。  
小型動力ポンプは「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」で定めた小型動力ポンプで、日本消防検定協会の受託試験に合格したものとする。
- (8) 分岐管 (分岐管 1 個含む)  
分岐管 (65 mm×2 口、切替ハンドル 2 本タイプ) を、専用の取付け金具により、容易に取り外しができる状態で取付けること。
- (9) 管そう (管そう 1 本 噴霧ノズル 1 個 含む)  
管そう (噴霧ノズル付き) を、専用の取付け金具により、容易に取り外しができる

状態で取付けること。

- (10) 消火栓キー（地上式消火栓開閉金具 1個 地下式消火栓キー 1個 含む）  
地上式、地下式消火栓キー（バルブ開閉金具一体型）容易に取り外しができる状態で取付けること。
- (11) とび口（グラスファイバー製 2本含む）  
とび口（1.8m）2本が固定可能な金具を設置すること。
- (12) ホース収納装置（「キンパイ SP-aya ホース65mm×20m 1.3MPa」又は「桜護謨 SRS13S 65mm×20m 1.3Mpa」5本含む（同等品不可））  
小型動力ポンプの横にホース5本（65ミリ）を収納できるホース収納ラックを設置すること。
- (13) 自動車用ABC粉末消火器（自動車用消火器 1本含む）  
自動車用ABC粉末消火器（4型以上）を、専用の取付け金具により、容易に取り外しができる状態で取付けること。
- (14) フレキシブルマップランプ（フレキシブルマップランプ 1個含む）  
フレキシブルマップランプ（スイッチ付き）を、助手席の適当な位置に取付けること。
- (15) ホース背負子（ホース背負子 1個 「キンパイ SP-aya ホース 65mm×20m 1.3MPa」又は「桜護謨 SRS13S 65mm×20m 1.3Mpa」 2本含む（同等品不可））  
ホース背負子（65ミリホース×2本用）を設置すること。

（車両艤装等）

#### 4 車両へ施す艤装は、次のとおりとする。

- (1) 各艤装品の取付けは、十分な強度及び耐久性を有するものとする。
- (2) ヤグラをキャビンより後部へ渡って設置し、車体最後部のゲート型フレームに接続すること。
- (3) 小型動力ポンプ積載装置  
小型動力ポンプは、専用の小型動力ポンプ積載装置によって、簡単に積載及び積み下ろしが出来るように引き出しレールは傾斜構造とする。また、車輛の後方から吸管を取付け、車体右側より容易に操作できるように設置する。  
また、真空ポンプの排水、積載状態で排出できるような構造とし積載状態でもポンプ運転を可能とすること。
- (4) 吸管取付け装置  
吸管取付け装置は、荷台後部のゲート型フレームに設置し容易に脱着出来る構造とすること。
- (5) 管そう、車輪止め、消火器及び分岐管の専用金具を設置した上で容易に取り外しができる状態で取付けること。なお、各資器材の取付位置については、本村担当者と協議するものとする。
- (6) ステップを車輛の後部に設け、アルミニウム製縞板にて行うこと。
- (7) バッテリー充電器を設け、車両の適当な位置に外部入力（100V）コンセント（簡易マグネットタイプ）を取付け、車両及び小型動力ポンプのバッテリー充電が同時に行えるようにすること。なお、コンセントは蓋付収納箱を設け、内部に

埋め込み固定するとともに、蓋には外部入力コンセントであることを明示すること。また、コード（簡易マグネットタイプ）を付属すること。

- (8) キャビン天井は幌で雨風等を防ぐ構造とすること。（別途指示）
- (9) ポンプ室内は夜間での活動を考え、作業灯を適当な位置に取付けること。

（塗装及び記入文字）

5 車体の塗装及び記入文字は次のとおりとする。

- (1) 車体色は、消防色（朱色）とする。
- (2) 車体の左右のドアに「北山村消防団」とカッティングシール丸ゴシック（白色）で貼り付けること。なお、両面とも左から右に向かって記入し、大きさは別途指示するものとする。
- (4) 標識灯に「北山村」と記入すること。
- (4) 車体側面及び後部に赤帯テープでラインを入れるものとする。なお、反射性能を有するテープであること。